

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 7年 3月 31日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電 話 04-7196-5588 (8時30分～17時30分まで)

担 当

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ケアプランセンター関宿ナーシングビレッジの概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 関宿ナーシングビレッジ
所在地	千葉県野田市桐ケ作666番地
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援(千葉県1273700011号)
サービスを提供する地域	野田市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		総合的な管理	1名
職員	介護支援専門員	1名以上		居宅介護サービス計画の作成及びそれに伴う業務等	1名以上

(3) 営業時間

月～土	8時 30分 ～ 17時 30分
日	休 日

ただし、12月29日より1月3日は休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者からのご相談に応じ、サービス提供が必要な場合、本契約締結を行いサービス開始
- ② 居宅サービス計画原案作成と支給限度確認・利用者負担計算
- ③ サービス担当者会議開催による担当者間の調整

- ④ 利用者への説明と同意の確認
- ⑤ サービス利用票・サービス提供票作成
- ⑥ サービス開始
- ⑦ 各事業者が居宅サービス計画に沿ったサービス提供を行っているか観察
- ⑧ 利用者の状態についての再評価と居宅サービス計画の再検討

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、介護保険者である市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(基本料金)

居宅介護支援費 I	1ヶ月の利用料
居宅介護支援費 (I) 要介護度 1・2 要介護度 3・4・5	取扱件数が 45 件未満の場合 11,316円 14,702円
居宅介護支援費 (II) 要介護度 1・2 要介護度 3・4・5	取扱件数が 45 件以上 60 件未満の場合 5,668円 7,335円
居宅介護支援費 (III) 要介護度 1・2 要介護度 3・4・5	取扱件数が 60 件以上の場合 3,396円 4,397円

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費 II	1ヶ月の利用料
居宅介護支援 (i) 要介護度 1・2 要介護度 3・4・5	取扱件数が 50 件未満の場合 11,316円 14,702円
居宅介護支援 (ii) 要介護度 1・2 要介護度 3・4・5	取扱件数が 50 件以上 60 件未満の場合 5,491円 7,116円
居宅介護支援 (iii) 要介護度 1・2 要介護度 3・4・5	取扱件数が 60 件以上の場合 3,292円 4,272円

(加算料金)

・ 初回加算 3, 126円

◇新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合

・ 特定事業所加算 (Ⅰ) 5, 407円

・ 特定事業所加算 (Ⅱ) 4, 386円

・ 特定事業所加算 (Ⅲ) 3, 365円

・ 特定事業所加算 (A) 1, 187円

◇主任介護支援専門員及び常勤専従介護職員の配置数等、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 (一月につき)

・ 入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2, 605円

・ 入院時情報連携加算 (Ⅱ) 1, 084円

◇(Ⅰ)は、入院した日のうちに、(Ⅱ)は入院後3日以内に病院等職員に対し必要な情報提供をした場合

・ 退院、退所加算 (Ⅰ) イ 4, 689円

・ 退院、退所加算 (Ⅰ) ロ 6, 252円

・ 退院、退所加算 (Ⅱ) イ 6, 252円

・ 退院、退所加算 (Ⅱ) ロ 7, 815円

・ 退院、退所加算 (Ⅲ) 9, 378円

◇退院退所にあたり病院等の職員と面談を行い必要な情報提供を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス利用調整を図った場合 (入院・入所期間中1回を限度)

・ 通院時情報連携加算 521円

◇利用者が医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービスに記録した場合

・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 084円

◇利用者に対する訪問診療実施の医療機関等の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の調整を図った場合

・ ターミナルケアマネジメント加算 4, 168円

◇在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対して、14日以内に2日以上訪問し心身の状況等を記録し、主治医及びサービス事業者へ提供、かつ、24時間の連絡体制と必要に応じて居宅介護支援を行う体制を整備した場合

② 交通費

前記2の(1)サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

③ 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

④ その他

その他、お客様の実費負担に相当するものはいただきます。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解消することができます。

2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- ① 介護保険施設に入居した場合
 - ② 利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用計画を結んだ場合
 - ③ 認知症対応型共同生活（短期利用を除く）又は特定施設入居者生活介護に入居した場合。
 - ④ 利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
 - ⑤ 利用者が、事業者が担当する区域（生活圏域）に住居を有する被保険者でなくなった場合
- 3 重要事項説明書の12の規定に該当した場合は、事業者は、利用者に対して相当な期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除します。
 - 4 お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができる。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 居宅サービス計画の公正中立の確保を図る観点から、利用者には、前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成された居宅サービス計画における、訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合を別紙のとおり、説明いたします。

7. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 法人理念及び運営の方針

- 理 念
- 一、人間としての尊厳を尊ぶ
 - 二、社会との連帯を重んじる

運営方針

1. 事業所の介護支援専門員は、居宅介護者等からの依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望を勘案し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
2. 事業所の介護支援専門員は、居宅介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介や、その施設の利用に際して必要な情報提供その他の便宜の提供を行うものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者の状況に合わせ、必要なアセスメントツール（居宅サービス計画ガイドライン・包括的自立支援プログラム）を使用します。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン・包括的自立支援プログラム
介護支援専門員への研修の実施	有	
その他		

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持

事業者及び事業者勤務する者等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもってその管理を行い、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 禁止行為

- ① 介護支援専門員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 介護支援専門員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 介護支援専門員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

13. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

当居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者：櫻場 猛 (電話番号) 04-7196-5588

② その他

当社以外に市町村の相談苦情窓口等に苦情をつたえることができます。

- ・ 野田市 福祉部 高齢者支援課
(所在地) 野田市鶴奉7-1
(電話番号) 04-7125-1111

15. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 佰和会
代表者役職・氏名	理事長 野口 佳春
本社所在地・電話番号	千葉県野田市桐ヶ作666番地 04-7196-5588

定款の目的に定めた事業

- ① 特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジの設置経営
- ② 特別養護老人ホーム 横浜ナーシングビレッジの設置経営
- ③ 老人デイサービス事業 (関宿ナーシングビレッジ)
- ④ 老人短期入所事業 (関宿ナーシングビレッジ)
(横浜ナーシングビレッジ)
- ⑤ 地域包括支援センター (関宿ナーシングビレッジ)
- ⑥ 居宅介護支援センター
(ケアプランセンター 関宿ナーシングビレッジ)
- ⑦ 障害福祉サービス事業 (グループホーム オリーブかわま)
- ⑧ その他これに付随する事業

施設・拠点等	特別養護老人ホーム 併設施設	2ヶ所
	短期入所生活介護	2ヶ所
	通所介護	1ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所
	居宅介護支援センター	1ヶ所
	共同生活援助施設	1ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県野田市桐ヶ作666番地

名称 ケアプランセンター
関宿ナーシングビレッジ

代表者 センター長 櫻場 猛 印

説明者 介護支援専門員 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印